

「健康保険 被扶養者の扶養状況調査(共同扶養の確認)」実施について

日頃は、パナソニック健康保険組合の運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、本調査は、保険料の公正な運用を目的として、すでに被扶養者として認定された方が、共同扶養の観点より、正しく認定されているかを確認するものです。これは、法や行政通達に基づき、毎年実施することが義務づけられていますので必ずご回答いただきますようお願いいたします。

また本業務は、「株式会社 オークス」へ委託をしており、確認や督促は、委託先より直接連絡させていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

調査対象者

勤務先の健保または国民健康保険に加入している配偶者
(当健保に被扶養者(子)がいない家庭を除く)

提出書類

- ① 「健康保険扶養状況調査票(共同扶養の確認について)」(別紙)
- ② 提出書類 (提出が必要な場合のみ)

提出期限

2023年10月2日(月)必着

検認に必要な書類を期日までに提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第50条9項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、**被扶養者資格を取消すこととなります**ので、ご注意ください。

提出先

【委託先】 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目4番9号 NMF 新宿南口ビル7階
パナソニック健康保険組合「健康保険扶養状況調査係」
※同封の返信用封筒にて郵送願います(切手不要)

注意事項

審査の結果、共同扶養の観点より、認定基準を満たしていないと判定された方は、被扶養者取消しの手続きが必要となります。その際は、別途被扶養者取消しの手続きに必要な書類提出の通知をさせていただきます。(認定基準を満たさなくなった日まで遡って取消しとなる場合もあります。)

お送りいただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

共同扶養とは

子供を夫婦が共同して扶養している場合、被保険者と配偶者の収入が多い方の被扶養者とするのが原則となります。これらを確認するため、被扶養者でない配偶者様分の収入がわかる書類をご提出いただき審査を行います。

個人情報の取扱い

お預かりした個人情報につきましては、「健康保険業務」にのみ使用し、この目的以外には使用いたしません。

問合せ先

パナソニック健康保険組合
「健康保険扶養状況調査
専用コールセンター」

フリーダイヤル 0120-390-224 平日9:00~17:00
(週明け、午前中は混みあっている場合がございます。)